

こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)がはじまります

◆こども誰でも通園制度とは

令和8年4月から全国で『こども誰でも通園制度』が始まります。すべての子どもの成長を応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援するための新たな通園制度です。

◆制度を利用するとどんなメリットがあるの？

- ▶子どもに関する専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長につながります。
- ▶年齢の近い子どもとの関わりにより成長発達のために豊かな経験をもたらします。
- ▶家族以外の人と関わる機会を得て、子育て支援などにつながるきっかけとなり育児に関する負担感の軽減につながります。



【対象】保育所などに通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子ども

【利用方法】月10時間以内で時間単位で柔軟に利用

- ①利用者による申請
- ②市による認定
- ③受入施設と親子で事前面談(要事前予約)
- ④施設の利用(要事前予約)

※利用時間は市町村により異なります。

【受入施設】三葉保育所

▶受入時間／平日9:00～11:00

※空き状況によってご希望の日時に添えない場合があります

【利用料】国の基準に基づいて設定します。

詳しくは市ホームページでお知らせします。

【問合せ先】ふれあい健康センター内こども家庭センターTel.③2010

子ども医療費無償化事業

子育てしやすい環境を整え、子育て世帯の負担軽減と定住を促進させることを目的に、高校生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもの医療費の自己負担分を助成します。

◆医療費受給者証の交付

医療機関受診時に受給者証を提示することで、医療費の自己負担分が無償となります。

- ▶医療費助成を受けるためには受給者証の交付手続きが必要です。申請書類審査後に受給者証を交付します。
- ▶学校の管理下での負傷などによる日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものは、助成対象外となります。

【対象】

▶三笠市に住民登録している高校生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

※高校に就学していないお子さんも助成対象

▶上記に加えて、いずれかの健康保険(国民健康保険、共済組合、健康保険組合など公的医療保険)に加入している方

【申請方法】次の必要書類などを持参し、申請してください。

▶令和7年1月1日時点で三笠市に住民登録がない保護者(生計維持者)については、前年分(1月1日から12月31日まで)の1年間の所得課税証明書を前住所地から取り寄せてください。

※令和7年1月1日時点で三笠市の住民であれば不要

▶子どもの保険資格情報が確認できるもの(保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ(扶養者と対象者の子ども全員分)、マイナポータルの医療保険情報画面を印刷したもの)

▶申請保護者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証など)

▶印かん

※代理申請の場合は、事前に問い合わせください。

【申請・問合せ先】市民生活課保険医療係Tel.②3188

こども家庭センターを 設置しました

子どもや子育て世帯への支援をさらに充実させるため、4月1日より、ふれあい健康センター内に「こども家庭センター」を設置しました。

本センターでは、子育てなどに関する相談窓口を統合し、妊娠・出産・育児・家庭環境・子どもの発達などあらゆる相談事にお応えします。このほか、保育所や認定こども園の入園、児童諸手当の手続きを一貫して行うことができます。

4月から窓口が変更になっています

子ども子育て支援係		変更後
福祉事務所	➡ ふれあい健康センター	
変更前	福祉係	
	ふれあい健康センター	➡ 福祉事務所

【問合せ】総務課総務秘書係Tel②3185

乳幼児健康相談

保健師・管理栄養士が相談に応じます。身長・体重などの計測も行います。

【相談日】4月2日・5月7日・6月4日・7月2日・8月6日・9月3日・10月1日・11月5日・12月3日・1月7日・2月4日・3月4日／木曜日

【時間】10:00～12:00

【場所】ふれあい健康センター

【持ち物】母子健康手帳

※相談日を変更する場合があります。詳しくは市ホームページ、または直接問い合わせください。



【問合せ】ふれあい健康センター内
こども家庭センターTel③2010

児童養育に係る 各種手当

【申込・問合せ先】ふれあい健康センター内
こども家庭センターTel③2010

◆児童手当

【受給資格】高校生年代以下の児童(18歳到達後の最初の3月31日まで)を養育されている方

【手当の金額】▶3歳未満…15,000円(第3子以降は30,000円)▶3歳以上から18歳まで…10,000円(第3子以降は30,000円)

※第3子以降の算定対象は生活費や学費を負担(経済的扶養)している大学生年代(22歳到達後の最初の3月31日まで)が算定対象となります。

【支払月】4月・6月・8月・10月・12月・2月(年6回)

【令和8年4月申請対象】対象と思われる世帯には3月に案内書を送付していますが、以下に該当する世帯については、申請が必要となる場合があるので問い合わせください。

▶中学校を卒業した被扶養者となる児童が、住民票上で扶養者と別居となる場合▶第3子の算定対象の児童がいる世帯で高校などを卒業した児童がいる場合▶第3子の算定対象となっている大学生年代の被扶養者に変更が生じた場合

【例】専門学校や短期大学、大学などを卒業している場合／就労により監護相当・生活費の負担がなくなった場合

◆児童扶養手当

【受給資格】次に該当する児童(18歳到達後の最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育されている方

▶父母が離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童▶父または母が一定の障がいの状態である児童▶父または母から1年以上遺棄されている児童▶父または母が1年以上拘禁されている児童▶婚姻によらないで生まれた児童▶父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など

【手当の金額】

▶児童1人…48,050円～11,340円

▶第2子以降加算…11,350円～5,680円

【支払月】5月・7月・9月・11月・1月・3月

◆特別児童扶養手当

【受給資格】身体や精神に重度の障がいのある児童(20歳未満)を養育されている方

【手当の金額】

▶1級…58,450円▶2級…38,930円

【支払月】4月・8月・11月

